

農政をめぐる情勢について

令和元年 7 月

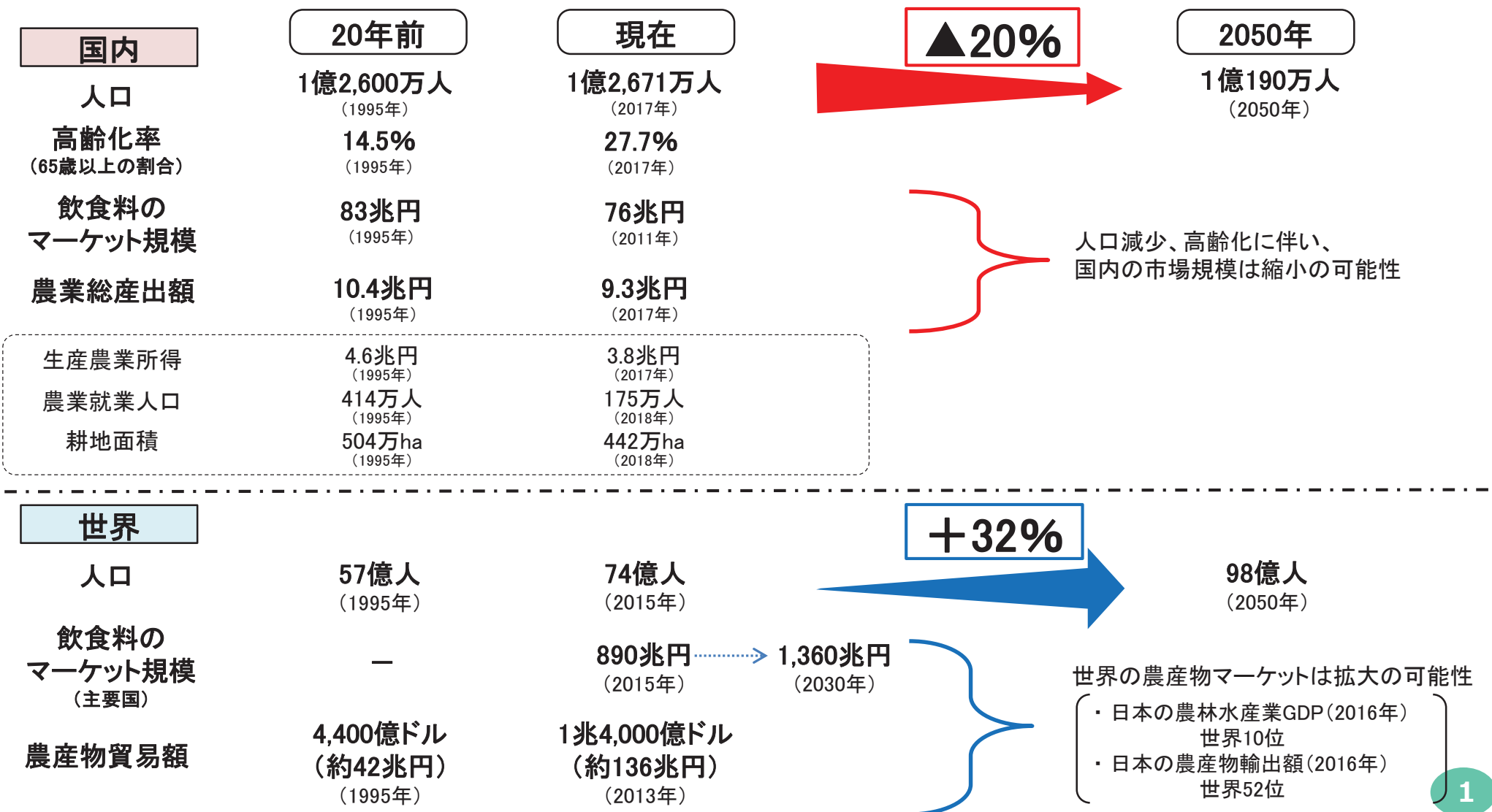
MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

農政を取り巻く状況の変化

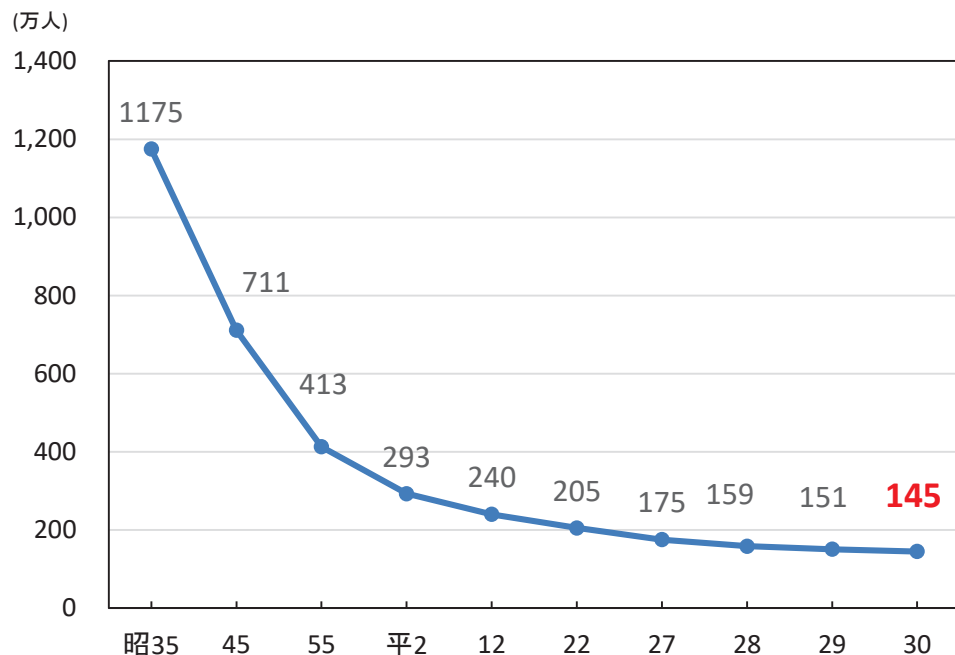
- 人口減少や高齢化に伴い、国内の市場規模は減少の可能性。一方、世界の農産物マーケットは拡大する可能性。
- 国内外のマーケットの変化にかんがみれば、農林水産業の国際競争力を強化し、輸出産業への成長を目指した強い農林水産業の構築が急務。



担い手の減少と高齢化

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者数は年々減少し、平成30年で145万人で、平均年齢は66.6歳。
- 今後、昭和一桁世代のリタイヤや若い人材の他産業との獲得競争の激化等により、基幹的農業従事者数は大幅に減少する見込み。

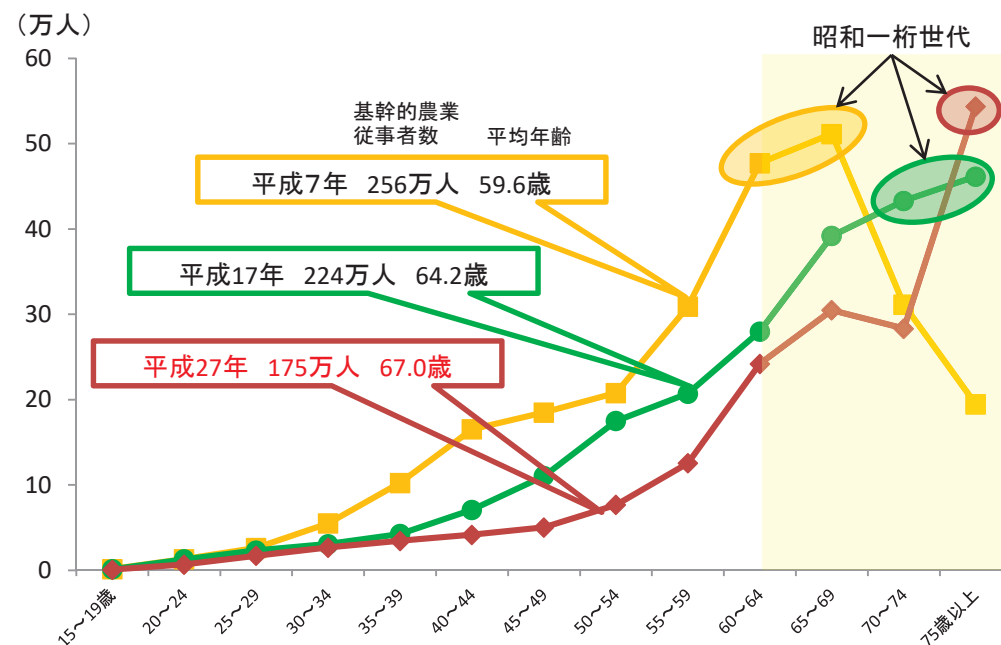
○基幹的農業従事者数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

基幹的農業従事者：販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。（家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。）

○基幹的農業従事者の年齢構成

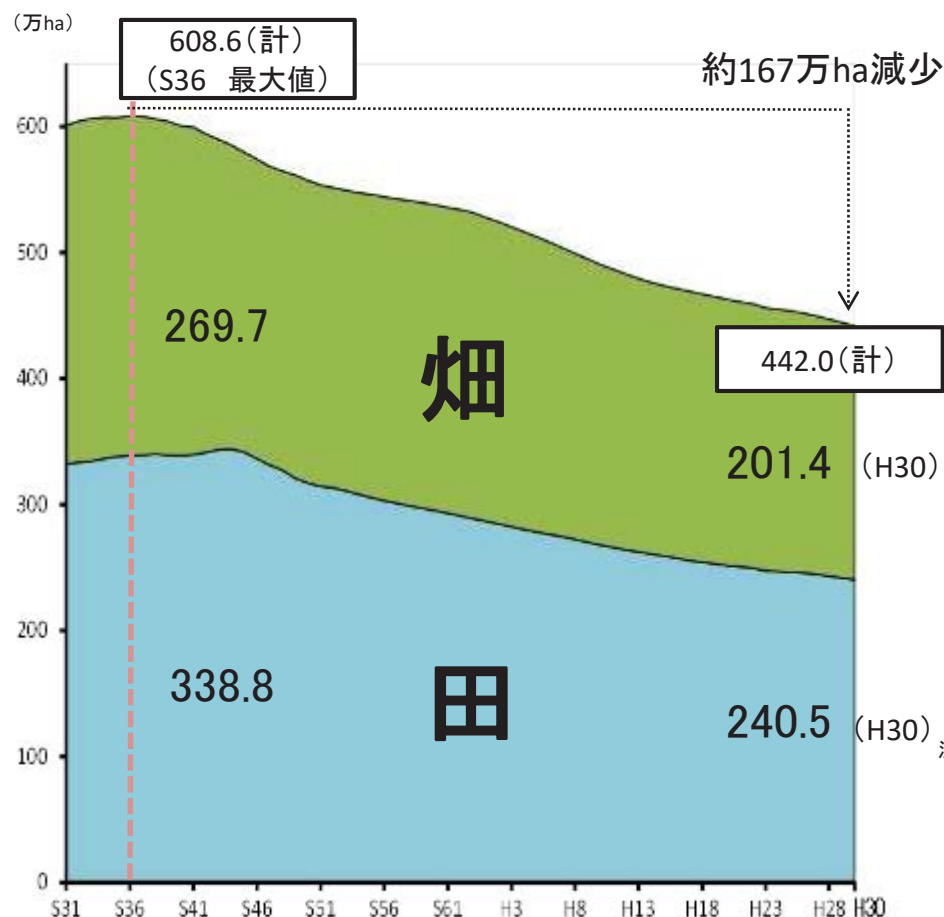


資料：農林水産省「農林業センサス」

耕地面積と荒廃農地面積の推移

- 農地面積は、主に荒廃農地の発生や宅地等への転用等により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約167万ha減少。
- 荒廃農地は平成29年には28.3万 haであり、そのうち再生利用可能なものが9.2万 ha、再生利用困難なものが19.0万 ha。荒廃農地の発生防止及び解消に向けた取組が引き続き必要。

○農地面積の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○荒廃農地面積の推移

(単位: 万ha)

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)
平成20年	28.4	14.9	13.5
平成21年	28.7	15.1	13.7
平成22年	29.2	14.8	14.4
平成23年	27.8	14.8	13.0
平成24年	27.2	14.7	12.5
平成25年	27.3	13.8	13.5
平成26年	27.6	13.2	14.4
平成27年	28.4	12.4	16.0
平成28年	28.1	9.8	18.3
平成29年	28.3	9.2	19.0

資料: 農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」

- 注: 1 「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。
- 2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。
- 3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

農林水産業・地域の活力創造プランについて

- 農林水産業の成長産業化と農林漁業者の所得向上のため、農林水産政策改革のグランドデザインである「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、農林水産業全般にわたる抜本的な改革を推進。
- 「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるための政策を更に充実させ、力強く展開していく。

農林水産業・地域の活力創造プラン

(H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂、H29.12改訂、H30.6改訂、H30.11改訂)

需要フロンティアの拡大

- 農林水産物・食品の輸出促進

バリューチェーンの構築

- 6次産業化の推進
- スマート農業の推進

生産現場の強化

- 農地バンクの創設
- 米政策改革
- 農協改革

多面的機能の維持・発揮

- 農泊の推進
- ジビエの利活用の推進
- 農福連携の推進

森林・林業政策改革

- 新たな森林管理システムの構築
- 木材の生産流通構造改革

水産政策改革

- 適切な資源管理と、生産体制の強化・構造改革の推進

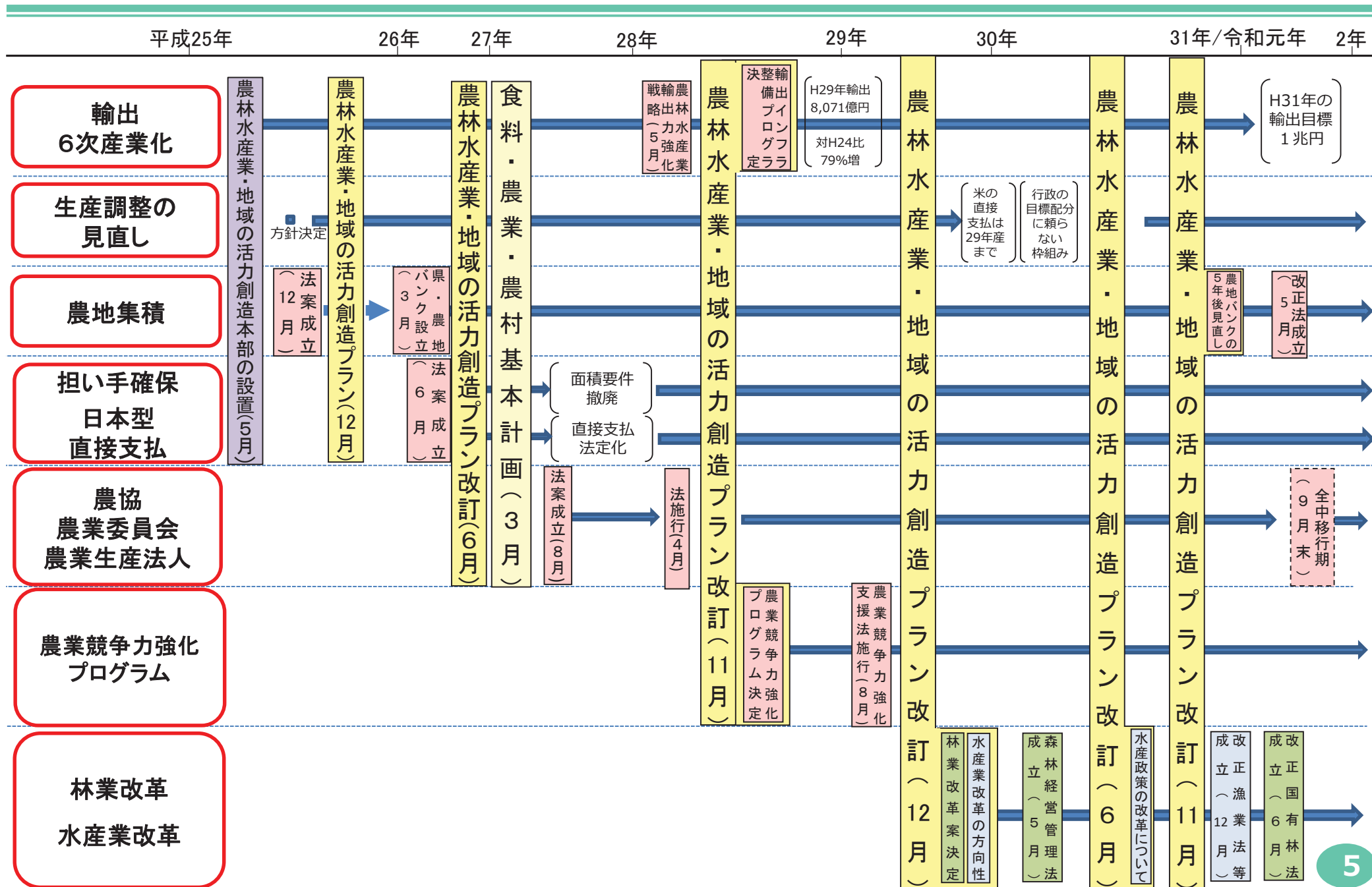
東日本大震災からの復旧・復興

- 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進



強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村を実現

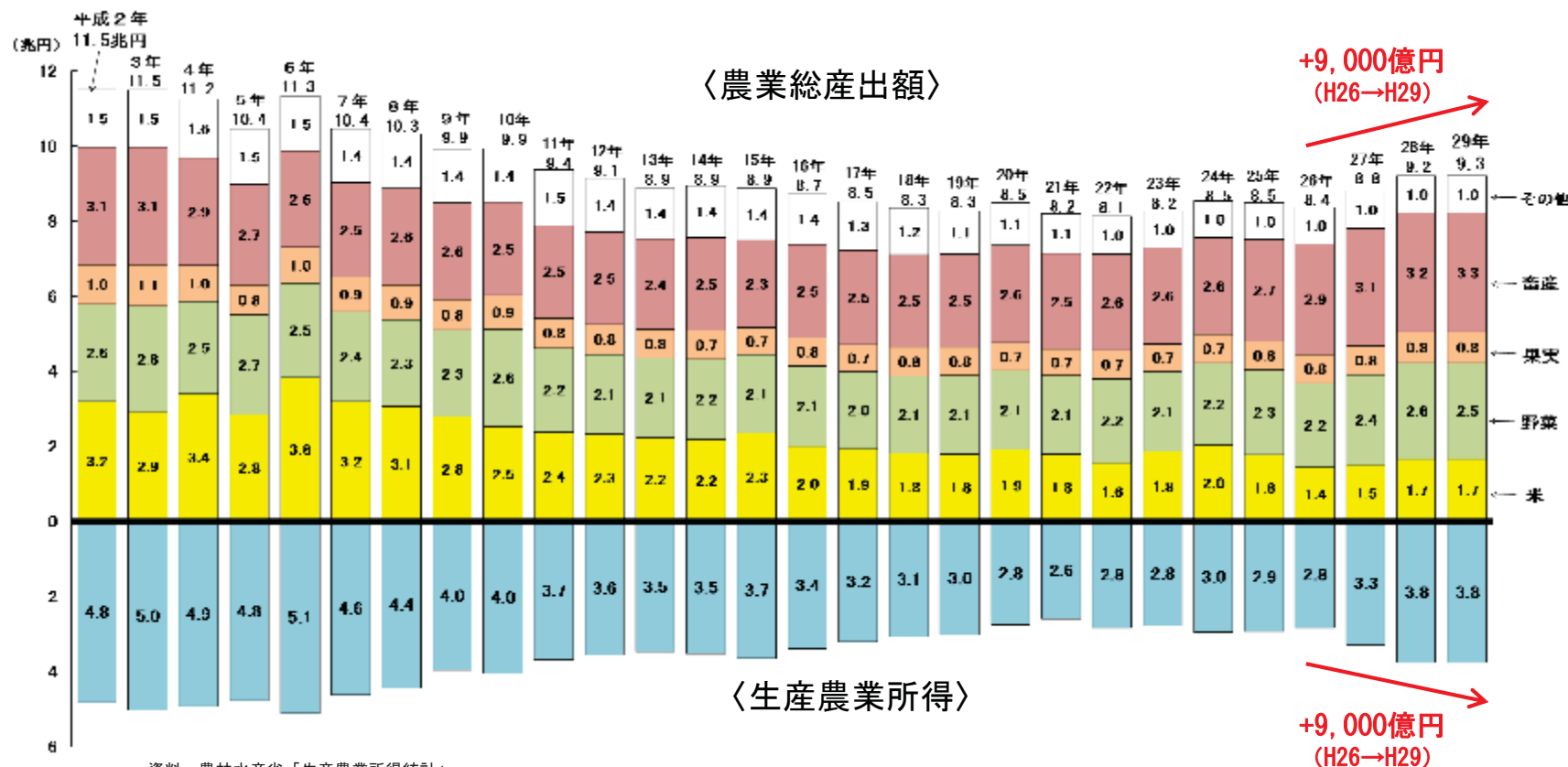
安倍内閣の農林水産政策の改革の動き



農業総産出額と生産農業所得の推移

- 農業総産出額は、米の消費の減退による生産額の減少等を主たる要因として、平成26年まで長期的に減少。平成29年は、米の需要に応じた生産の推進等から前年より約700億円増の9.3兆円(対前年0.8%増)となった。これは、過去18年間(平成12年以降)で最も高い水準。
- 生産農業所得は、農業総産出額の減少や資材価格の上昇により、平成26年まで長期的に減少してきたが、平成27年以降は、3年連続で増加。平成29年は、農業総産出額の増加により、前年より約60億円増の3.8兆円(対前年0.2%増)となった。これは、過去19年間(平成11年以降)で最も高い水準。

○我が国の農業総産出額及び生産農業所得の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計である。

注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

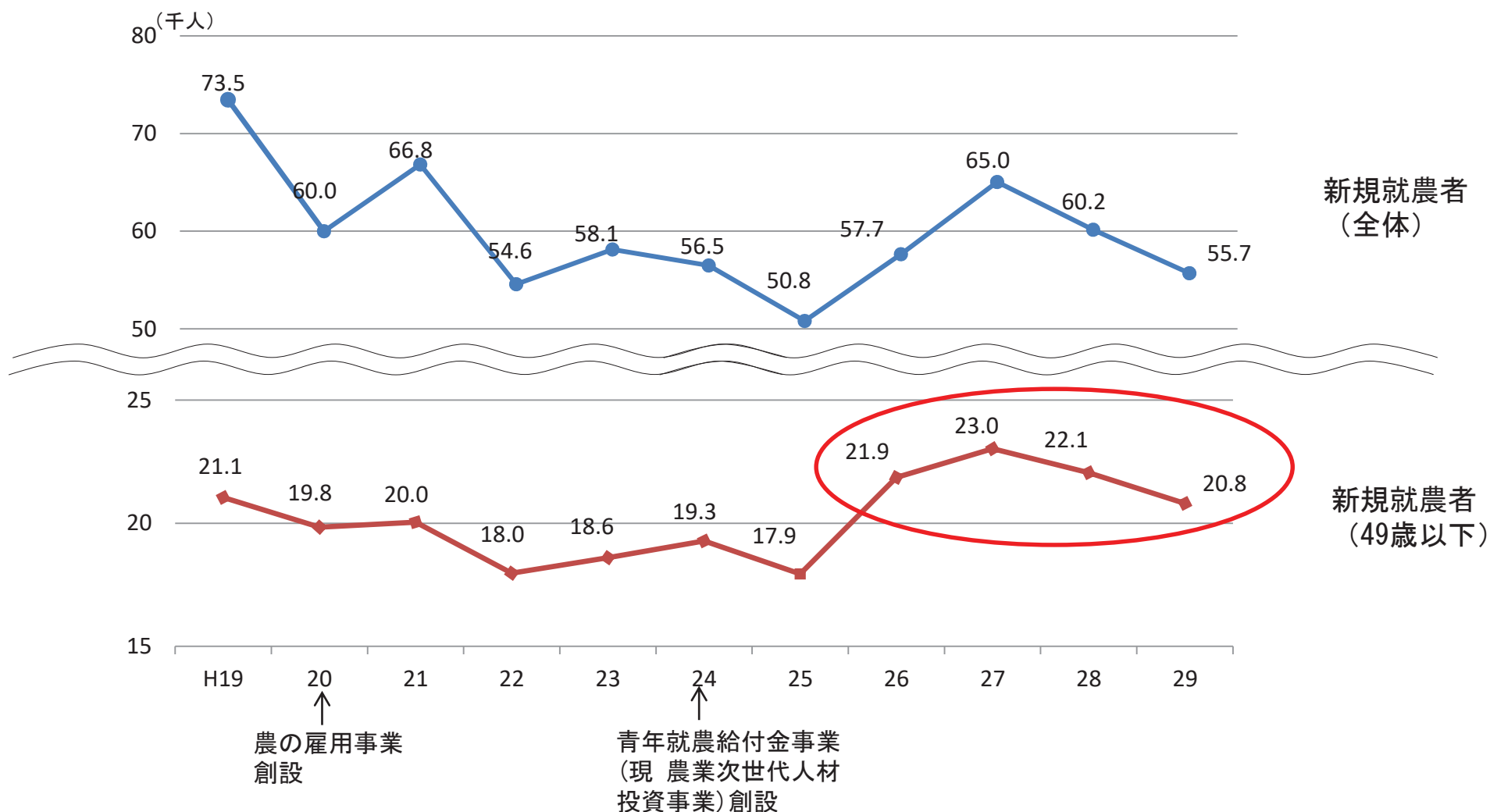
参考：農業総産出額 = $\sum$ (品目別生産量 × 品目別農家庭先販売価格)

生産農業所得 = 農業総産出額 - 物的経費(肥料、農薬、光熱動力費等) + 経常補助金

新規就農者数の推移

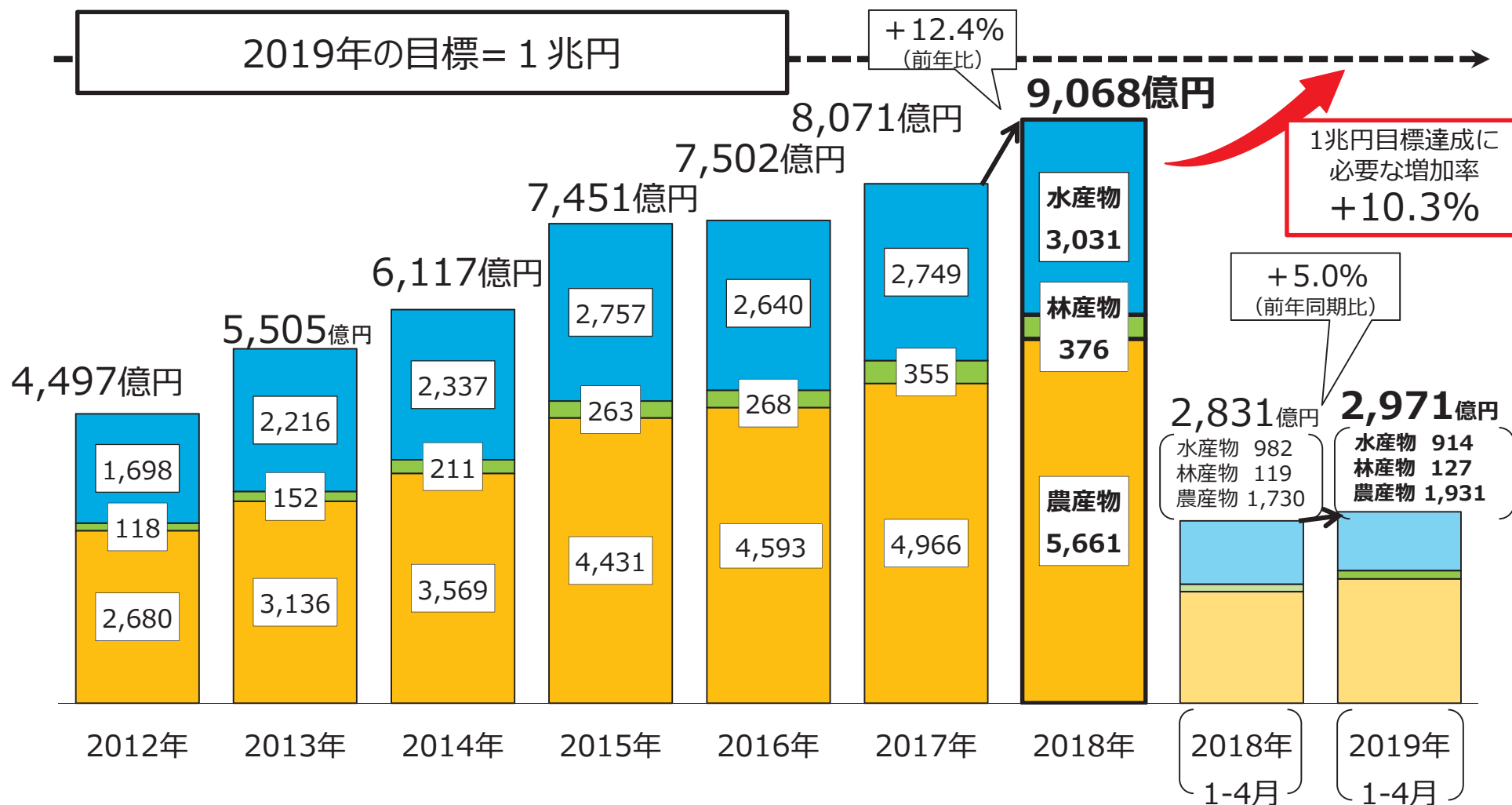
- 世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、青年層の就業者の増加が喫緊の課題。
- 49歳以下の新規就農者数は、2万760人（平成29年）で、平成26年から4年連続で2万人超。

○新規就農者数の推移



農林水産物・食品の輸出の状況

- 農林水産物・食品の輸出額は **6年連続で過去最高を更新**し、2018年の輸出額は9,068億円。
- 2019年の1兆円目標、その後の更なる輸出の拡大に向けて、**農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)の推進、日本食海外プロモーションセンター(JFOODO)による戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等**を強化。



輸出拡大に向けた取組状況

- 農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP) の推進、日本食海外プロモーションセンター (JFOODO) による高付加価値の日本ブランドの確立のための戦略的プロモーション、輸出先国による規制の撤廃・緩和に向けた働きかけ等を強化。

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）

- 登録数1,258件（4月末）
- 登録者に対し、輸出診断、マッチング等の支援。
- 海外のニーズ・規制に対応したグローバル産地づくりの計画策定支援及び、施設整備事業等の優遇措置



JFOODOによる戦略的プロモーション

- 5品目7テーマについて、対象エリアを重点化。
- 平成30年1月から新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告の展開、PRイベントの開催。

品目	エリア
米粉	米国・欧州
日本酒	欧州・米国・アジア
日本ワイン	米国・欧州・香港・シンガポール
クラフトビール	米国
水産物（ハマチ等）	アジア
和牛	アジア
緑茶	米国・欧州・中東

輸入規制の撤廃・緩和の働きかけ

- 原発事故に伴う諸外国・地域への輸入規制は、54の国・地域のうち、31の国・地域で撤廃、23の国・地域で継続。

【原発事故による輸入規制の最近の完全撤廃の状況】

トルコ（2018年2月）	ニューカレドニア（2018年7月）、
ブラジル（2018年8月）	オマーン（2018年12月）、
バーレーン（2019年3月）	

【動植物検疫の輸出解禁の実績（2018年度以降）】

動物検疫	植物検疫
豪州 牛肉（2018年5月） 台湾 殻付き卵・卵製品（2018年10月） アルゼンチン 牛肉（2018年6月） 米国 殻付き卵（2018年10月） 韓国 殻付き卵（2018年11月） ウルグアイ 牛肉（2018年11月） EU 殻付き卵、卵製品（2019年2月） EU 乳、乳製品（2019年3月）	中国 精米（2018年5月） （精米工場及びくん蒸倉庫の追加） ベトナム 玄米（2018年5月） カナダ りんご（2018年6月） 〔袋かけ又は臭化メチルクン蒸に代わる 検疫措置の追加〕 タイ かんきつ類（2018年8月） （福岡県内生産地域の追加） ペルー なし（2018年9月）

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応強化策

- 政府一体となって輸入規制対応にスピード感をもって取り組む体制を構築する。

農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議（議長：官房長官）

- 基本的な政策の方向性の決定（戦略的な輸出拡大の推進等）
- 輸入国規制の対応等のための「工程表」の決定

法制度化を含め
検討

農林水産物・食品輸出促進を担う司令塔組織（創設）

- ① 農林水産省に新たな組織を設置し、**関係省庁の総合調整**を行う
- ② **国際交渉、国内体制整備を一元化**
- ③ **「工程表」の進行を管理**

農林水産省

- ① **国際交渉の一元的実施**
- ② 新たに、規制対応のための**国際交渉や審査等の業務を自ら実施**
- ③ **申請相談等の窓口を農林水産省に一元化**し、関係省庁の審査や事業者の支援等を一体的に実施
- ④ **国・地方自治体・事業者の連携**を促進
- ⑤ **民間の登録検査機関の仕組み**を導入し、国・地方の検査を加速

政府の司令塔機能として上記の機能を果たす組織を新設

厚生労働省

食品衛生の担当として

- ① 一元的な**国際交渉**に参加
- ② **施設の認定等を農林水産省とチームを組んで実施**

遅滞なく業務を推進するため**体制を強化**

農林水産省と
チームを組んで
実施

国と地方で輸入規制対応をスピードアップし輸出を拡大

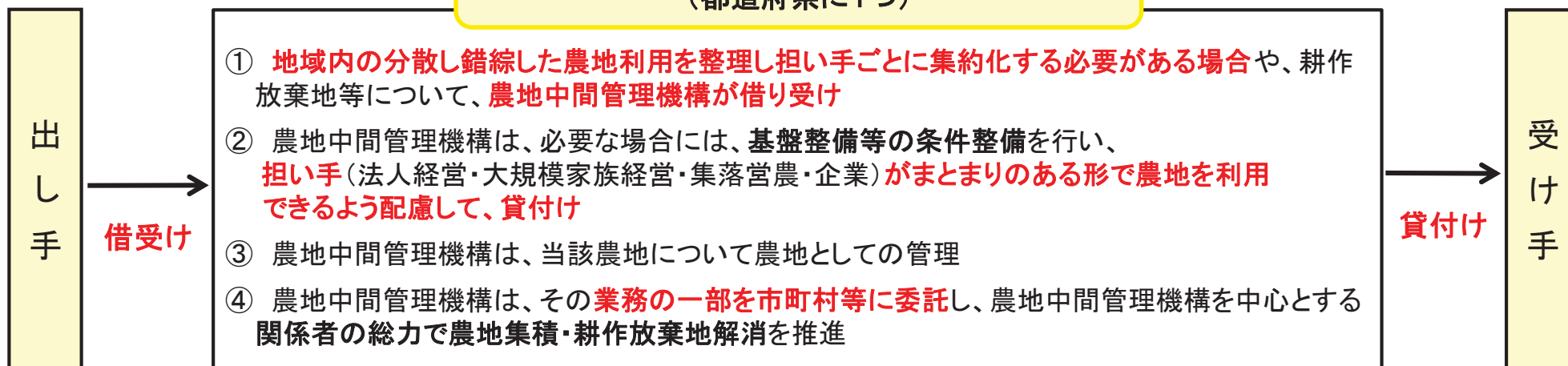
農地中間管理機構について

目 標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

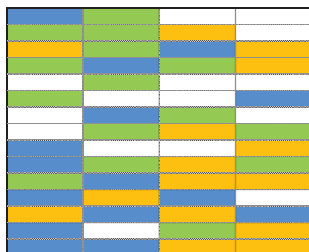
農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク） （都道府県に1つ）

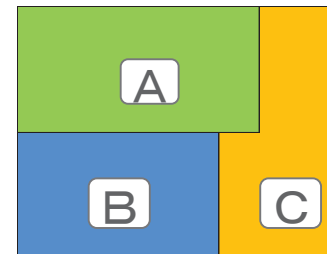


農地の集約（イメージ）

地域内の分散・錯綜した農地利用



担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減